

## CAD/CAM冠（1歯につき）

90

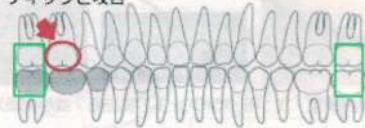
現行

- ◆ 上下頸両側の第二大臼歯がすべて残存し、左右の咬合支持がある場合  
(右上第一大臼歯にCAD/CAM冠を装着する場合の例)

【例1】両側第二大臼歯咬合支持あり、  
CAD/CAM冠装着部位：右側下顎第一大臼歯と咬合



【例2】両側第二大臼歯咬合支持あり、  
CAD/CAM冠装着部位：右側下顎第一大臼歯ボン  
ティックと咬合



- : 第二大臼歯による咬合支持
- : CAD/CAM冠装着部位
- △ : 大臼歯による咬合支持
- : 装着部位の近心側隣在歯（小白歯）までの咬合支持

改定後

要 施設基準

- ◆ CAD/CAM冠を装着する部位の反対側に大臼歯による咬合支持（固定性ブリッジによるものも含む。）があり、次の①又は②を満たす場合
  - ① CAD/CAM冠を装着する部位と反対側に大臼歯による咬合支持が存在する場合

① CAD/CAM冠を装着する部位と同側に大臼歯による咬合支持がある場合  
(左上第二大臼歯にCAD/CAM冠を装着する場合の例)

【例3】禁歟部位同側（右側）第一大臼歯 + 反対側（左側）第二大臼歯咬合支はあり



【例4】装着部位同側（右側）第一大臼歯+反対側（左側）第一大臼歯咬合支持あり



【例5】装着部位同側（右側）第一大臼歯に固定性ブリッジ（ポンティック）咬合支持あり



又は部分床義歯の場合（右上第一大臼歯）にCAD/CAM冠を装着する場合の例

【例6】装着部位（右側）近心隅在歯（小白歯）まで+対側（左側）第一大臼歯で咬合あり



【例 7】装着部位（右側）の近心隣在歯（小白歯）まで固定性ブリッジによる咬合 + 反対側（左側）第一大臼歯あり



R6/3/5 厚労省改定資料改

## CAD/CAM冠（1歯につき）

#### **要 施設基準**

### 第一大臼歯、第二大臼歯にCAD/CAM冠(Ⅲ)を使用する場合

